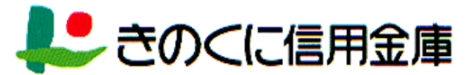


きのくにEバンキングサービス利用規定



2020年3月 現在

1. きのくにEバンキングサービスの取引

- (1) きのくにEバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）の占有・管理するプッシュホン・ホームユース端末・パソコン等（以下「使用端末」といいます）による依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご指定金額を引落のうえ、あらかじめ指定された当金庫本支店又は他の金融機関の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する場合に利用することができるものとします。（ただしプッシュホンの場合には他金融機関の預金口座を指定出来ない）
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取り扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義人口座の場合は、「振替」として取り扱います。
 - ② 入金指定口座が同一店内の他人名義の場合又は支払指定口座とは異なる当金庫内の本支店にある場合もしくは他金融機関の場合は「振込」として取り扱います。
- (3) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みにもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

2. 振替または振込の受付等

- (1) 本サービスによる振替または振込を依頼する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を使用端末により操作してください。
- (2) 当金庫は、第1項の操作により使用端末ごとに次の各号の要件を満たされているときは、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の使用端末に返信します。
 - ① プッシュホン・ファクシミリの場合、当金庫で受信した暗証番号ならびに支払指定口座の科目コードおよび口座番号が、当金庫へ届出の暗証番号および支払指定口座の科目コードおよび口座番号と一致していること。
 - ② ホームユース端末・パソコン等の場合、前号の要件に加え、受信した端末IDが当金庫へ届出の端末IDと一致していること。
- (3) 第2項にもとづき返信した依頼内容について、依頼人より当金庫が意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。

- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当金庫は振替日または振込日に、支払指定口座から振替金額または振込金額と第3条の振込手数料金額との合計額を引落しのうえ、当金庫所定の方法により入金指定口座へ振替または振込の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます）当座勘定規定またはきのくにキャッシュカードサービス規定にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし当金庫所定の方法により取り扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振替金額または振込金額の限度は、当金庫があらかじめ指定した金額の範囲内で、かつ依頼人があらかじめ届出した金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は当金庫が別途定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合は振替および振込はできません。
 - ① 振替日または振込日に、振替金額または振込金額と第3条の振込手数料金額の合計額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり当金庫が支払いを不適当と認めた時。
 - ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済のとき。
 - ⑥ 支払指定口座が預金規定にもとづき、払い戻し取引を制限されているとき。
- (8) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。
なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

3. 手数料等

- (1) 本サービスの利用期間中は、毎月当金庫所定の基本手数料を支払って下さい。
- (2) 基本手数料は、当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または当座小切手なしであらかじめ指定された預金口座から自動的に引き落します。
- (3) 本サービスにより振込む場合、当金庫所定の振込手数料を支払ってください。
- (4) 振込手数料は、振込の都度、第2項の方法と同様に取り扱います。
- (5) 第2条第8項により「組戻し」の取り扱いをした場合には、当金庫所定の組戻手数料を支払ってください。

4. 取扱内容の確認

- (1) この取り扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳への記帳または当座

勘定照合表により取引内容を照合してください。万一取引内容、残高に相違がある場合には直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

5. 免責条項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない電話、インターネットの不通ならびに通信機器、回線、コンピューター等の障害により取り扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取り扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (3) この取扱いによる振替または振込依頼の受付の際、第2条第2項および第3項にもとづいて取り扱いましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

6. 届出事項の変更等

- (1) 名称、称号、住所、電話番号等、その他、届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届け下さい。この届出前に生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. 利用停止等

不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

なお、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれ、または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると判断した場合も同様とします。

8. 解約等

- (1) 本サービスの契約（以下「本契約」といいます）は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。
- なお、お客様からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) 支払指定口座が解約された場合、本契約は解約されたものとみなします。
- (3) お客様に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。
- この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。
- ① 当金庫に支払うべき利用手数料その他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかった場合。
 - ② 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となった場合。
 - ③ 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあった場合。
 - ④ 相続の開始があった場合。
 - ⑤ 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用した場合。
 - ⑥ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合。
 - ⑦ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - ⑧ お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - ⑨ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると認められる場合。
 - ⑩ 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断した場合。

9. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（定期性総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、きのくにカードローン規定、振込規定により取扱います。

10. 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後、継続後も同様とします。

11. 規定の変更等

- (1) 本規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変化、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合、店頭表示、ホームページでの告知、その他の相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- (2) 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、本規定の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上